

三笠市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三笠市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会の役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員の他、各委員会の委員をいう。

(報 酬)

第3条 役員への報酬は会長に対するものとし、他の役員へは支給しない。

2 報酬額は、月額25,000円とする。

3 報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員の給与に関する規程第8条に準じた日とする。

4 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

5 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 第2条に定める役員等が招集を受け会議及び監事監査に出席したときは、費用弁償として1日1,000円を支給する。ただし、1日のうち2種以上の会議に出席したときは、費用弁償はその一方のみを支給する。

2 役員等のうち、会長及び地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

3 役員等が職務のため旅行したときは、本会旅費規程に基づき、費用弁償として旅費を支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。